

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 25 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(A) (海外学術調査)

研究期間：2012～2014

課題番号：24252011

研究課題名(和文)先住民族の教育権保障に関する国際比較研究

研究課題名(英文)International comparative study on the security of the right to education for the indigenous people

研究代表者

岩崎 正吾 (Iwasaki, Shogo)

早稲田大学・教育・総合科学学術院・教授

研究者番号：30203368

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 26,100,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、先住民族がその尊厳とアイデンティティを保ちながら差別・抑圧されずに生きられる多文化共生社会を築くための最も重要な条件の1つが教育権保障であるとする問題関心に立ちつつ、北米(アラスカ)、ロシア(シベリア・極東)、中南米(メキシコ・コスタリカ)、オセアニア(オーストラリア・ニュージーランド)、中国(台湾)及びイギリスにおける先住民族教育の展開と実情を比較教育的研究手法に基づき、実証的・学術的に明らかにした。

研究成果の概要(英文)：This research elucidated positively and academically the historical development, the current state and the policies on education of the indigenous people in the following countries; United States of America (Alaska), Russian Federation (Siberia and Far East), Latin America (Mexico and Costa Rica), China (Taiwan), Oceania (Australia and New Zealand) and United Kingdom based on research technique of comparative education. This research is in the following position, the security of the right to education for the indigenous people is 1 of the most important factors.

研究分野：教育学

キーワード：先住民族 教育権 国際比較 文化復興 言語復興 言語権 国連宣言

1. 研究開始当初の背景

世界の先住民族に関する研究には膨大な蓄積があるが、それらは主に(1)歴史・考古学的、民族学的、文化人類学的及び言語学的業績、(2)国際公法学や国際関係論の分野からの寄与などが中心であり、近年では(3)貧困と開発や環境・資源問題の側面からの研究が加わっている。教育分野に限って言えば、それらの中で部分的に触れられるか、バイリンガル教育や多文化教育論の中で断片的に語られるか、あるいは稀に個別研究の中で言及されるに過ぎないという状況にあり、先住民族の教育権保障の問題を国際比較の視点から取り上げた研究はないかまたは極端に少ない。

2. 研究の目的

本研究は、先住民族がその尊厳とアイデンティティを保ちながら差別・抑圧されずに生きられる多文化共生社会を築くための最も重要な条件の1つが教育権保障であるとする問題関心に立ちつつ、各国・地域における先住民族教育政策の展開とその実情を明らかにすることを目的としている。その際、2007年「先住民族の権利に関する国連宣言」の各国における実現可能性を比較教育的研究手法に基づき実証的・学術的に検討した。

3. 研究の方法

本研究では北米(アラスカ)、ロシア(シベリア・極東)、中南米(メキシコ・コスタリカ)、オセアニア(オーストラリア・ニュージーランド)、中国(台湾)及びイギリスの5つの国・地域を取り上げ、教育権保障の現状と課題について、以下の6項目の比較により明らかにした。即ち、各国・地域の先住民族教育政策の展開とその動向、国際援助機関・NGO(NPO)との連携やローカル・コミュニティ組織の活動、国家語・公用語と先住民族言語との関係及び公共空間における言語使用、先住民族学校や民族クラスなど教育システムの現状、先住民族の子ども・成人の生涯学習機会、家庭における言語・教育環境である。その際、国や地域による歴史や現状の相違から、これらの比較項目に関する解明の程度に濃淡が生じていることは今後の課題として残された。

4. 研究成果

(1) 各国・地域の先住民族教育政策の展開とその動向について明らかにした。「国連宣言」に反対票を投じたのは、国際社会の中でも多文化主義の推進に積極的に取り組んできた所謂 CANZUS グループ(カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、米国)の4か国であった。その背景には、政権交代による政策変化が指摘されているが、その後オーストラリアでは、ケビン・ラッド首相(労働党)がアボリジニに対して歴史的謝罪を行っている。また、ニュージーランドでは、先住民族

として認められている土地・水域・資源へのマオリの権利を「人種分離主義的」とする批判が強まっている。他方、ロシア連邦は中国及びウクライナ共和国と共に棄権している。11カ国が棄権し、賛成144カ国(日本を含む)、欠席33カ国であった。各国の先住民族教育政策は、時代の政治的・経済的状況により変容を余儀なくされるが、その歴史的展開と現在の動向について分析した。

(2) 国際援助機関・NGO(NPO)との連携やローカル・コミュニティ組織(活動主体)の活動分析を行った。また、アフーマティブ・アクションの各国での取り組みについて調査すると共に、国際レベルでの法的権利やローカルレベルで直面している教育問題の抽出を行い、外国からの援助や国際機関との連携、ローカルレベルでの教育権獲得への取り組みについて明らかにした。先住少数民族の子どもたちが母語としての民族言語を学ばなくなっていることに現地の研究者たちは共通に危機意識を強めていることが明らかとなった。グローバル化、市場化、国家的同化圧力の下で、先住少数民族の伝統が失われようとしている今、より実効的な経済的・生活的措置が喫緊の課題であり、そのことと密接に関わってくる「教育=言語教育」の役割がいっそう大きなものとなっていることが各国共通の課題として浮かび上がった。

(3) 国家語・公用語と先住民族言語との関係及び公共空間における言語使用の実態について明らかにした。新聞、ラジオ、テレビ等のマスメディアにおける先住民族言語の使用、地方議会、地方行政、司法、保健サービス等の公共空間における言語使用の法規制及び現状について解明した。国家語ないし公用語と先住民族を含む少数民族言語との関係は、憲法や言語法及び先住民族権利保障法などを定めて取り組んでいる国(ロシア連邦、イギリス)「先住諸民族言語権国家総体法」を定めて、その下でマスメディアにおける先住民族言語の使用等について規定している国(メキシコ) そうした国家法ではなく、ガイドラインやスタンダードなどを作成して、具体的な教育課程改革の中で母語教育を保障している国・地域(アラスカ、オーストラリア、台湾)などが区別された。

(4) 先住民族学校や民族クラスなど教育システムの解明を行った。先住民族教育の理念、カリキュラム、教科書、教授言語、就学率・識字率、進路、遠隔教育、通信教育プログラム、ジェンダー差異、教員養成などについて、各国比較分析を行った。カリキュラムに関して述べれば、アメリカ(アラスカ)では、1990年代からアラスカ大学を拠点として、先住民族カリキュラムの作成が開始された。ロシア連邦では、社会主義時代から先住少数民族を含むカリキュラムの作成は行われていたが、新生ロシア連邦成立以後は、連邦民族問題研究所やサンクトペテルブルク教育大学及び各地方の民族教育研究所が中心となって、カ

リキュラム開発や教科書作成が行われている。これに対して、メキシコでは先住民族用のカリキュラムは存在せず、教科書もスペイン語で統一され、通常の教科書と同一である。ただし、先住民族言語による副読本を配布して行う場合が多い。オーストラリアの場合は、アボリジニ言語の多方言性により、また、豪州英語の「普及」により、アボリジニ言語と豪州英語による二方言教育カリキュラムの開発が進められている。台湾では、「原住民族教育法」(1998年)に依拠して、ナショナルカリキュラムが多言語主義を採用しており、国家語としての台湾語、エスニック・グループの母語としての先住民族語、それに外国語が平行して教えられている。

(5) 学校教育と社会教育の連携による先住民族の教育権保障を明らかにするため、先住民族の子ども・成人の生涯学習機会について調査した。具体的には、文化・教育センター、日曜学校、夜間学校、母語・文化教室の有無など、社会(学校外)教育機関等における先住民族の教育機会の状況について調査し、伝統文化や母語の継承、伝統的生活空間の再生の課題について明らかにした。アメリカ(アラスカ)では、アラスカ先住民族に関する社会教育機関の中で最大の施設である「アラスカ先住民族遺産センター」における活動プログラムの詳細について、若年層や高校生向けのプログラムの分析及び先住民族の知識体系と西欧の知識体系との融合に関する教育理念等について明らかにした。ロシア連邦では、学校教育機関と並んで存在する補充教育機関の活動や補充教育プログラムの分析を行った。例えば、サハ共和国サハ市郊外の児童創造の家やクラスノヤルスク地方のエヴェンキ自治区にあるトゥーラ児童創造の家の活動を調査したが、時間的制限により、学校教育では充分に取り組むことができない母語教育を含む伝統スポーツ、舞踊、刺繍及び工芸品制作などの活動が補充教育機関で活発に行われていることについて解明した。メキシコでは、国立成人教育庁の識字教育の活動について、とりわけ先住民族語話者向けインターカルチュラル・バイリンガルタイプの教育について明らかにすると共に、オアハカ州とチアパス州のNGOや宗教団体の活動について明らかにした。台湾では、2002年に原住民部落社区大学として出発したコミュニティ・カレッジとしての「部落大学」の活動を分析すると共に、原住民族委員会が1998年に開始された原住民族の小中学生を対象とした青少年文化成長クラスの教育活動について明らかにした。

(6) 家庭における言語・教育環境の調査について、家庭での先住民族言語の使用状況、家庭で購入する新聞・書籍、視聴するラジオ・テレビ番組、親の学歴・職業及び子どもへの教育期待などについて調査する予定であったが、充分に行うことができなかった。できる限りの聞き取り調査を行うことでカバー

したが、各国共通の質問紙調査を行うには時間的に余裕がなかった。この点についても本研究の残された重要な課題の一つとなった。(7)以上の成果を通して見えてきたことは、第一に、先住民族の教育権保障に必要なのは、政府と民間の相互協力の下で、先住民族の教育を取り巻く諸々の条件整備が喫緊の課題となっており、その解決なくして教育権保障はあり得ないということである。条件整備の種類と程度は国によって様々であるが、各種の保障法やプログラム及びスタンダードの制定とその実現をめざす改革運動が求められている。第二に、教育権保障にとってその中核的役割を担うのは母語保障の問題である。教育権保障にとって言語もしくは言葉への権利の問題はきわめて重要である。というのも、文化の伝達が教育であるならば、教育は伝達手段としての何らかの言語を必要とするだけでなく、言語は文化そのものであり、言語の習得自体が文化の継承(伝達)、即ち、教育そのものだからである。ここには、教育と言語との切っても切れない関係、教育と言語における目的-手段の相互転換的關係がある。つまり、言語を手段として教育(目的)が達成され、教育を手段として言語(目的)は習得されるという関係である。このような意味で、言語は二重の意味で人間を形成する。手段(道具)として人間の形成に奉仕し、目的(文化の伝達)として人間を形成する。手段としての言語であれ、目的としての言語であれ、言語(文化)が違えば、それによって形成される人間は多様に異なることになる。従って、母語保障と教育権保障は切っても切れない関係にある。第三に、母語保障をする上で最も重要なのは、生きた言語環境を創造するという課題である。この課題は、グローバル化や国家語圧力が強まる中で、極めて困難な課題であるが、そのための条件は何かを考えていかなければならない。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計31件)

パトリシア・コーニクスバーグ、West Australian Aboriginal Education Policies and Cross-Cultural School and Community Links; Challenges to Life-Long Learning, 先住民族の教育権保障に関する国際比較研究、3巻(最終報告書) 2015、100-102。

ウラジーミル・ミーノフ、ロシア北方先住少数民族コミュニティと学校との連携について、先住民族の教育権保障に関する国際比較研究、3巻(最終報告書) 2015、158-170。

岩崎正吾、言語権の視座からみた先住民族の教育権保障 - ロシアにおける先住少数民族を事例として - 国際教育(日本国際教育学会紀要) 20号、2014、1 - 10。

前田耕司、先住民族のエンパワーメントと学習権保障の観点から - 自律（自立）と「共生」をめざす学習社会の構築に向けて -、日本学習社会学会年報、10号、2014、32-35。

佐藤千津、イギリスのゲール語の維持・継承と教育システムの再構築 - スコットランドにおける政策論議を中心に -、国際教育（日本国際教育学会紀要）20号、2014、17-30。

ゼーン・マ・レーア、先住民族のリーダーシップ開発、先住民族の教育権保障に関する国際比較研究、2巻（中間報告書）2014、63-72。

セミョーノワ・スヴェトラナ、ロシア連邦の統一教育空間における言語的・文化的多様性の維持と発展、先住民族の教育権保障に関する国際比較研究、2巻（中間報告書）2014、91-99。

岩崎正吾、ロシア連邦の先住少数民族と多文化・多民族共生教育の課題、サハ共和国を事例として -、ロシア・ユーラシアの経済と社会、969号、2013、2-12。

山崎直也、2008年政権交代後の台湾における教育とナショナルアイデンティティ、アジア教育、7巻、2013、5-16。

米村明夫、メキシコ先住民族の教育権保障、先住民族の教育権保障に関する国際比較研究、1巻（中間報告書）2013、105-110。

アンソニー・ウェルチ、オーストラリアにおける先住民族民族教育、先住民族の教育権保障に関する国際比較研究、1巻（中間報告書）2013、64-66。

大庭由子、ニュージーランドにおける先住民族マオリの文化と教育、先住民族の教育権保障に関する国際比較研究、1巻（中間報告書）2013、44-46。

〔学会発表〕（計20件）

岩崎正吾、ロシア連邦の先住少数民族と教育権保障、日本学習社会学会、2014年9月6日、早稲田大学（東京）。

前田耕司、アポリジニ・コミュニティの担い手養成の現状と課題、日本学習社会学会、2014年9月6日、早稲田大学（東京都・新宿区）。

山崎直也、台湾原住民族教育の新動向 - 部落学校設立十年計画と排湾属大武山部落学校 -、日本国際教育学会、2014年9月14日、宇都宮大学（栃木県宇都宮市）。

米村明夫、メキシコ先住民族運動の教育における到達点と課題 - オアハカ州にみるバイリンガルシステム普及から -、日本国際教育学会、2014年9月14日、宇都宮大学（栃木県宇都宮市）。

田中真奈美、牛渡亮、アラスカ先住民族教育政策の特徴 - Cultural Atandards の分析 -、日本国際教育学会、2014年9月14日、宇都宮大学（栃木県宇都宮市）。

玉井康之、牛渡淳、田中真奈美、牛渡亮、アラスカ先住民族教育政策の展開と特徴、日

本国際教育学会、2013年9月28日、日本大学（東京都世田谷区）。

岩崎正吾、先住民族の教育権保障に関する国際比較研究（1） - 国際比較研究の目的、課題、方法、概要 -、日本国際教育学会、2012年9月29日、国際教養大学（秋田県秋田市）。

〔図書〕（計1件）

岩崎正吾編著、学文社、生涯学習と多文化・多民族教育の研究、2013、157。

〔産業財産権〕

出願状況（計0件）

取得状況（計0件）

6. 研究組織

(1) 研究代表者

岩崎 正吾 (IWASAKI, Shogo)

早稲田大学・教育・総合科学学術院・教授
研究者番号：30203368

(2) 研究分担者

前田 耕司 (MAEDA, Koji)

早稲田大学・教育・総合科学学術院・教授
研究者番号：60219269

桑原 清 (KUWABARA, Kiyoshi)

北海道教育大学・教育学部・准教授
研究者番号：00178154

牛渡 淳 (USHIWATA, Jun)

仙台白百合女子大学・人間学部・教授
研究者番号：30151856

玉井 康之 (TAMAI, Yasuyuki)

北海道教育大学・教育学部・教授
研究者番号：60227262

佐藤 千津 (SATO, Chizu)

東京学芸大学・教育学部・准教授
研究者番号：20271356

山崎 直也 (YAMAZAKI, Naoya)

国際教養大学・国際教養学部・准教授
研究者番号：10404857

金塚 基 (KANATSUKA, Motoi)

東京未来大学・子ども心理学部・講師
研究者番号：90460302

(3) 連携研究者：

斉藤 泰雄 (SAITO, Yasuo)

国立教育政策研究所・名誉所員
研究者番号：30132690

田中 真奈美 (TANAKA, Manami)

東京未来大学・子ども心理学部・准教授
研究者番号：60454188

大庭 由子 (OBA, Yoshiko)
秀明大学・人文社会・教育科学系・教授
研究者番号：70406718

若園 雄志郎 (WAKAZONO, Yushiro)
宇都宮大学・基盤教育センター・特任准教授
研究者番号：90573668

(4) 研究協力者：

牛渡 亮 (USHIWATA, Ryo)

黒木 貴人 (KUROKI, Takahito)

木田竜太郎 (KIDA, Ryutaro)